

## 養成施設における指定基準等の遵守状況に関する調査 －医療・福祉・生活衛生分野を対象として－

### <調査結果に基づく改善通知>

当局では、平成26年4月から8月にかけて、道内に所在する看護師、介護福祉士や保育士、食品衛生管理者などの医療・福祉・生活衛生分野の国家資格を取得する者を養成する231施設(養成施設)の中から12施設(11資格、22課程)を抽出して、関係法令等において定められている施設の基準、教員の資格要件、授業の時間数等の基準(指定基準等)の遵守状況を実地に調査しました。

この調査は、養成施設の指定・監督等の権限が、一部の養成施設を除き、平成27年4月1日から北海道へ移譲されることに先立ち、養成施設の適正な運営が確保されるよう、当局が独自に企画・立案し、道内では約10年ぶりに実施した調査です。調査結果に基づき、9月11日、厚生労働省北海道厚生局に対して、必要な改善措置を講ずるよう通知しましたので、その概要を公表します。

#### 【本件照会先】

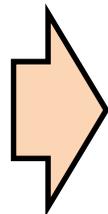
総務省 北海道管区行政評価局 第一部第一評価監視官室  
(担 当) 久保(くぼ)、大槌(おおつち)  
(電 話) 011-709-2311(内線3134) (直通) 011-709-1804  
(F A X) 011-709-1843 (Eメール) hkd11@soumu.go.jp

## 調査の背景

- 少子高齢社会の進展、医療・福祉分野のサービスの多様化・高度化、食の安全の確保に対する国民意識の一層の高まり
- 看護師、介護福祉士や社会福祉士、食品衛生管理者等の医療・福祉・生活衛生分野の業務に従事する人材に対するニーズの拡大



- 医療・福祉・生活衛生分野のサービスを提供する人材の適正な養成・確保が課題



- 養成施設の生徒が卒業後に各種国家資格又は国家試験受験資格を取得するためには、養成施設において指定基準等が遵守されていることが不可欠
- 厚生労働省北海道厚生局は、指定基準等に適合する養成施設を指定  
また、1 養成施設につきおおむね5年に1回の頻度で実地に指導調査を行うとともに、養成施設側に自己点検を促してきたところ

- 他方、養成施設の指定・監督等の権限は、先の国会で成立した法律（注）により、一部の養成施設を除き、平成27年4月1日から北海道（道）へ移譲

（注）地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）



道への権限移譲に先立ち、道内の養成施設における指定基準等を遵守するための取組や自己点検の現状、課題の有無を明らかにすることが有効

## 実地調査

### 改善通知事項

- 1 指定基準等の遵守の徹底
  - (1) 指定基準等の理解、認識の浸透
  - (2) 自己点検の励行
- 2 入所定員の充足状況の把握等

### 通知

- 改善通知先  
厚生労働省北海道厚生局
- 改善通知年月日  
平成26年9月11日

# 1 指定基準等の遵守の徹底

## (1) 養成施設における指定基準等の理解、認識の浸透 → 報告書P4~7

### 調査結果

- 生徒が国家資格又は国家試験受験資格を取得するためには、養成施設において指定基準等が遵守され、適切に運営されていることが不可欠
- 北海道厚生局は、1養成施設につきおおむね5年に1回の頻度で実地に指導調査を実施

### 養成施設の調査結果

- 調査対象とした12養成施設全てにおいて、指定基準等が遵守されていない等の問題あり ⇒ 68事例  
中には、生徒の国家資格又は国家試験受験資格の取得に重大な影響を及ぼしかねないものあり

#### 教員に関する事例

→ 報告書P19~20(事例18、19)

- 年間15回の授業のうち4回を教員以外の外部の者に行わせている (1施設1事例：介護福祉士)
- 授業を担当するために必要な講習を修了していない者を教員として選任 (1施設1事例：介護福祉士)

#### 補講に関する事例

→ 報告書P28(事例45~48)

- 休講となった2回の授業に代わる補講を1回しか実施していない (1施設1事例：食品衛生管理者・食品衛生監視員)
- 履修時間数が不足している生徒に対する補講時間数が不足 (1施設1事例：介護福祉士)
- 学校行事への参加を休講となった授業の補講に充てている (1施設2事例：介護福祉士)

#### 実習に関する事例

→ 報告書P30(事例51)

- 必要な研修を修了していない者が実習指導者として生徒を指導 (1施設1事例：介護福祉士)

その他の事例については、  
最終ページ(P5)を参照

養成施設が指定基準等を十分に理解、認識していないことが主な原因

### 改善通知事項

道への権限移譲までの間に、次の措置を講じること。また、措置内容や改善状況を道へ提供する必要

- 管内の養成施設に対して、指定基準等について理解や認識を深めるための措置
- その際には、より効果的なものとなるよう内容や方法について工夫

## (2) 自己点検の励行 → 報告書P7~9

### 調査結果

- 指定基準等が遵守されるためには、養成施設が自ら定期的に自己点検を行うことが効果的
- 北海道厚生局は、平成23年5月から次の取組を行い、道内の養成施設に対して定期的な自己点検の励行を要請
  - ・ 管内の養成施設を対象とした説明会の開催（平成23年5月） ⇒ これ以降は開催なし
  - ・ 資格ごとに自己点検表の様式を作成し、ホームページで公表 ⇒ 所管する29資格全ての自己点検表を公表済み
  - ・ 毎年度1回、管内の養成施設に対して通知文を发出
  - ・ 指導調査の機会を通じて要請 ⇒ 平成23年度～25年度までの指導調査の実績は、延べ65施設（75課程）

### 養成施設の調査結果

#### 問題事例と自己点検との関係

- 当局が調査した12養成施設全てにおいて指定基準等が遵守されていない等の問題事例あり
  - これらの事例の多くは、自己点検の励行により、未然に防止又は改善が可能

自己点検の実施状況 ➢ しかし、12養成施設のうち、9施設（75%）において自己点検が実施されていない

養成施設の認識 ➢ 当局の調査を契機に、いずれの養成施設においても自己点検の必要性及び有効性を改めて認識

#### 【自己点検が実施されていない主な理由】

- ・ 自己点検の実施について認識不足、自己点検表が公表されていることすら知らない
- ・ いつ、誰が、どのように自己点検を行うべきかなど具体的な実施方法についても十分に認識されていない

### 改善通知事項

道への権限移譲までの間に、次の措置を講じること。また、措置内容や改善状況を道へ提供する必要

- 管内の養成施設に対して、自己点検の定期的な実施について要請
- その際には、より効果的なものとなるよう内容や方法について工夫

## 2 入所定員の充足状況の把握等

→ 報告書P38

### 調査結果

- 入所定員の超過 ⇒ 施設・設備の基準や教員数の要件に合致せず、生徒の教育環境に影響を及ぼす懸念  
大幅な欠員が継続 ⇒ 養成施設の健全な運営に支障をきたす懸念  
このため、養成施設は、入所させる生徒数を適切に管理することが重要
- 現行の指定基準等 ⇒ 入所定員を遵守するよう「規定されているもの」と「特段の規定がないもの」がある
- 北海道厚生局は、5年に1回の指導調査の機会等を通じて、「継続して入所定員を超過しているもの」や「入所定員の遵守意識が低いもの」を指導

### 養成施設の調査結果

- 当局が調査対象とした12養成施設22課程のうち、

#### 入所定員の超過

- 10施設14課程において生徒数が入所定員を超過している年度あり(H22～26年度)
- この10施設14課程のうち、2施設4課程は、5か年連続で入所定員を超過
- この2施設4課程のうち、1施設3課程は、過去の北海道厚生局の指導調査で指導を受けた後も継続して定員超過

#### 入所定員の欠員

- 一方で、6施設8課程において入所定員の半数に満たない年度がある(H22～26年度)

入所定員に関する指導は、5年に1回の指導調査の機会が中心

### 改善通知事項

- 道への権限移譲までの間に、次の措置を講じるとともに、把握した情報を道に提供する必要
- 管内の養成施設における入所定員の充足状況について定期報告を活用するなどして把握し、必要に応じて指導、助言

## そのほかの主な事例

### 学則に関する事例

→ 報告書P16～17(事例7～事例10)

- 学則の規定を変更しているにもかかわらず、北海道厚生局に変更届を提出していない（2施設2事例、歯科衛生士、理容師）
- 学則と異なる内容を入学案内等で周知している（2施設2事例、理容師、製菓衛生師）

### 教員に関する事例

→ 報告書P21(事例23～26)、報告書P22～23(事例28～33)

- 教員に関する必要な変更届を提出していない（4施設4事例、介護福祉士、理容師、製菓衛生師）
- 教員の資格要件を証明する書類等を徴していない又は保管していない  
(6施設6事例、歯科衛生士、看護師、介護福祉士、食品衛生管理者・食品衛生監視員、保育士)

### 生徒の入所資格に関する事例

→ 報告書P24～25(事例34～39)

- 入所資格に係る審査が適切でないため、必要な資格（実務経験年数）を誤認して入所させていた（1施設1事例、社会福祉士）
- 入所資格の確認資料（高等学校の卒業証明書等）を徴していない又は保存していない（5施設5事例、介護福祉士、保育士）

### 授業、補講、実習に関する事例

→ 報告書P27(事例43、44)、報告書P29～32(事例49、50、52～54)

- 公欠（授業を欠席扱いしないこと）とする規定のない学校行事への参加を公欠としている（1施設1事例、製菓衛生師）
- 授業記録が適切でないため、適正に授業が行われているかを確認できない（1施設1事例、歯科衛生士）
- 補講の内容（実施時間数、実施内容等）が記録されていない（2施設2事例、介護福祉士、保育士）
- 北海道厚生局に変更届が提出されていない者が実習指導者として生徒の指導に当たっている（3施設3事例、介護福祉士、社会福祉士）

### 施設・設備、情報開示に関する事例

→ 報告書P32～33(事例55、57～60)

- 実習用機械器具及び校舎等の現況に関する変更届を提出していない（1施設1事例、食品衛生管理者・食品衛生監視員）
- 開示すべき情報（財務諸表、学則、教員数・教員名等）が開示又は更新されていない（4施設4事例、介護福祉士）